

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

平成30年度江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑はすべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論・採決を行います。

討論・採決は条例先議であります。

まず、日程第2、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第16号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第17号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第18号、江差町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第18号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第22号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第22号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第23号、江差町老人ホーム設置条例を廃止する条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第23号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第24号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第25号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討

論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第26号、江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第26号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第32号、財産の無償譲渡について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第32号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第33号、財産の無償貸与について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第33号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第7号、平成30年度江差町一般会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

まず、原案に賛成の方の討論、もとい、まず、原案に反対者の討論を許します。反対希望ありませんか。

(議長)

ありませんので、なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の討論を許します。討論希望ありませんか。賛成討論。討論、賛成の討論を許します。討論希望ありませんか。

「塚本議員」。

「塚本議員」

議長。

(議長)

「塚本議員」。

「塚本議員」 (賛成討論)

第1回江差町定例会における平成30年度町政執行方針並びに予算編成に対し、賛成の立場で発言をさせていただきます。

冒頭、私自身、江差町議会議員の一人としてこれまでも町理事者に対し、様々な角度で質問をして参りましたが、照井町政と議会が政策課題の議論を大に行い、まちづくりの課題解決や方法、方向を決めていく、まさに車の両輪であると強く感じている次第であります。照井町政の掲げた主要施策に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

主要施策の展開の1点目として、地方創生の確実な推進であります。古くて新しい町江差観光振興(地域DMO事業)が今年度から本格的に動き出します。また、地方創生拠点整備交付金を活用して整備した「江差マリンスポーツ交流センター」が本年度から本格的に稼働します。北の江の島構想の拠点として期待されております。

2点目として、経済基盤を持続させる地場産業の振興、とりわけ一次産業の農業では、新たに多面的機能支払交付金事業に取り組むことは、今後の農地環境の整備に大きく貢献するものと考えます。漁業では、増殖、増養殖漁業に積極的に取り組む姿勢は、漁業者の今後の希望となっております。町内の起業、創業に対し「江差町創業支援事業計画」をベースに、民間のスキルを活用した新たな産業作りには今後が期待されます。

3点目は、交流人口の拡大による地域の活性化であります。昨年度、日本遺産に認定され江差町の歴史や文化の魅力を国内外に大いに発信していく必要があります。旅行エージェントへの誘客・宣伝を強化し、江差を訪れた方がまた江差に来たいという思いの施策を今後も推進して頂きたい。

4点目は、住民が元気で安心して暮らせるまちづくりであります。地域医療体制の確保と地域医療システムの運用やドクターヘリの運用に対する支援は、多くの町民の安心に直結します。地域包括ケアシステムの深化の推進は、持続可能な介護保険に重要になっております。子どもの貧困に対する調査は、今後の施策に大きく貢献するものと考えております。

5点目は、住民のための行政運営であります。役場職員は、町民の福祉の向上のために仕事をしております。今後も、コンプライアンス等も含めた職員研修の充実に努めて頂きたい。

最後に、財政運営であります。照井町長就任から3年半、町債が減少し、財政調整基金が増額しております。新たな各種事業に着手するも実質公債費比率を減少させた行政手腕は特筆すべきと考えます。今後も、財政指標を堅持しながら、新たな政策を提案して頂きたいと考えます。

照井町政が、古くて新しい町江差の前進と進化に向け、政策を推進していくことを期待し、私の賛成討論とします。議員各位の賛成を宜しくお願い申し上げ、私の発言を終わります。

(議長)

他に討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論なしと認め、直ちに採決致します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

11時15分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に、日程第13、議案第19号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第19号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第20号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第20号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第21号、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第21号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第8号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第9号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第27号、江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅・介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第27号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第27号について、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、議案第28号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第28号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第29号、江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第29号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第21、議案第30号、江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第30号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第22、議案第31号、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第31号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第23、議案第10号、平成30年度江差町介護保険特別会計予算について、
討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第10号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第10号について、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第24、議案第11号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計予算につ
いて、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、議案第12号、平成30年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、議案第13号、平成30年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第27、議案第14号、平成30年度江差町奨学金特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

ございませんので、なしと認め、直ちに採決致します。
議案第14号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第28、議案第15号、平成30年度江差町水道事業会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第29、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、でございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字■■■■■■■■■■、阿部世津子氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■■■歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■、阿部世津子氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■■■歳、固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字■■■■■■■■■■、中野孝弘氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■■■歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由を終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号について、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■、中野孝弘氏、■■■■■■■■■■生まれ、■■■■歳を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定致しました。

(議長)

日程31、発議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職・非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第32、発議第2号、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

次に、日程33、発議第3号、所有者不明の土地利用を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第34、発議第4号、土地改良法を改正し、必要な施策を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第4号については、否決されました。

(議長)

日程第35、発議第5号、新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

発議第5号については、可決されました。

少数のため、否決されました。

(議長)

次に、日程第36、発議第6号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。全員であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。

従いまして、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして、今定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで会議を閉じます。

(議長)

平成30年第1回江差町定例会を閉会致します。

大変ご苦勞様でした。

閉 会 11 : 35